



平成 20 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 伊 田 テ ク ノ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 田 登 喜 三 郎
(J A S D A Q ・ コ ー ド : 1 7 3 5)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 副 社 長 相 澤 秀 司
電 話 番 号 0 4 9 3 (2 2) 1 1 7 0

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 31 日開催の取締役会において、株式会社報徳管財（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また下記にあるとおり、公開買付者は、伊田登喜三郎氏（所有株式数 1,062,542 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）:24.7%）、当社の第二位株主である伊田雄二郎氏（所有株式数 400,100 株、所有割合:9.3%）、当社の第三位株主である伊田喜美子氏（所有株式数 236,766 株、所有割合:5.5%。以下伊田登喜三郎氏、伊田雄二郎氏、伊田喜美子氏を総称して「創業家一族」といいます。創業家一族の所有株式数は合計 1,699,408 株、所有割合は合計 39.5%となります。）の所有分と合わせ当社株式の全てを取得できなかった場合にも、本公開買付け成立後に、当社株式を保有する株主の皆様に対し、当社株式に代えて金銭を交付する手法により、公開買付者及び創業家一族の全部又は一部（以下「公開買付者等」といいます。）の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しており、その結果当社の株券は上場廃止になる予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

(1) 商 号	株式会社報徳管財
(2) 主 な 事 業 内 容	①不動産の管理 ②有価証券の保有、運用及び管理 ③前各号に附帯する一切の業務

(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 2 月 21 日	
(4) 本 店 所 在 地	埼玉県東松山市松本町二丁目 1 番 75 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 伊田登喜三郎	
(6) 資 本 金 の 額	1 百万円	
(7) 大株主及び持株比率	伊田登喜三郎	100.00%
(8) 公開買付者と当社の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 1,000 株を保有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である伊田登喜三郎氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(本公開買付けに関する意見の内容)

当社は、平成 20 年 3 月 31 日開催の取締役会において、伊田登喜三郎氏以外の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同することを決議いたしました。さらに、当該取締役会に出席した当社の監査役は、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。従って、当社は、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(本公開買付けの背景及び当社にとっての意義)

当社は、創業者である伊田勘三郎が、明治 43 年に埼玉県比企郡吉見町において土木工事の請負を目的に始めた個人経営の「伊田土木」がその前身です。その後、当社は昭和 21 年に株式会社伊田組という名称で設立され、平成 6 年には伊田テクノス株式会社へと商号変更を行いました。その後、当社は、平成 12 年に、日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録（平成 16 年に日本証券業協会への登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。）し、平成 16 年には分譲マンション事業に関するノウハウの獲得や財務支援を目的としてマツヤハウジング株式会社（現・持分法適用会社）を買収し、さらに平成 17 年には、公共工事における受注機会の拡大を目的として守山建設株式会社（現・連結子会社）を買収するなど、土木工事及び建築工事に加え、それらに関連する事業へと事業分野を拡大させることにより、公共工事を含めた土木・建築の受注の安定化に努めてまいりました。

しかしながら、当社の行う土木工事及び建築工事並びにそれらに関連する事業の属する建設業界では、建設投資が平成 4 年度の 84 兆円をピークに平成 19 年度見通しで 52.3 兆円へと 4 割弱の減少を見せる一方で、建設業許可業者数は、平成 11 年度末の 60 万社から平成 19 年度末の 52.4 万社へと 1 割強の減少に留まっています。このように、建設業界は、現在、需給バランスが崩れ供給過剰の状況にあり、また、公共投資の減少や材料費の高騰、専門工事業者の不足などによる建設コストの上昇などもあり、建設業界の各社は厳しい価格競争に追い込まれております。財団法人建設経済研究所の 2007 年 3 月期

(2006年度)主要建設会社決算分析によれば、2006年度の主要建設会社41社の完成工事総利益(総額・対完成工事比率)(単体)は、過去10年間で最低となり、また、販管費(総額・対売上比率)(単体)も同様に最低となっています。このように、建設業界の各社は、厳しい価格競争によって売上高が伸びない中、完成工事総利益の減少を販管費の削減を行うことにより補填して利益を確保している状況であります。

このような厳しい環境の下、当社においても、建設業界とほぼ同じような経過を辿っており、経費の削減や施工技術力の強化等により原価の低減を行うことによって、収益力及び技術力の強化並びにコスト競争力の強化を図ってまいりましたが、完成工事高総利益率(総額・対完成工事比率)(単体)については、平成16年6月期までは、ほぼ二桁の完成工事高総利益率だったものが、平成17年6月期以後現在に至るまで10%を割り込んでいる状況であります。当該状況下において、当社の経営陣は、株主の皆様のみならず、顧客及び取引先の皆様からの要請に応え、当社の企業価値の更なる向上を実現するためには、中長期的な成長を視野に入れた抜本的な経営改革が必要であるとの認識の下、経営改革の計画策定を検討してまいりました。その具体的な内容としては、まず、現在の建設業界を取り巻く環境は、今後数年間は大きく変化せず、大幅な売上高の増加や利益率の上昇は望めないことから、本社機能を小さくし、また、より効率的な組織への改革を行うことなどにより、販管費を削減し、低い完成工事総利益率でも利益の出る体制を確立することが挙げられます。次に、事業内容に関する経営改革としては、当社の得意とする分野への選択と集中、新商品の開発、新技術への取り組み等を行うことにより、土地に関わった受注活動と住宅(集合住宅を含む。)関連工事を中心とした事業展開を実現し、売上高よりも利益率を重視する体制へと変化を遂げることが挙げられます。そして、当社の係る経営改革の実行のためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。また、経営陣が迅速かつ果敢に意思決定ができる経営体制を構築することが必要であると考えられます。

また、上記のとおり、建設業界を取り巻く現在の厳しい事業環境のなか、係る経営改革が実行されない場合には、当社の企業価値を向上させることは非常に困難であると言えます。しかし、当社の係る経営改革の推進が、短期的には、当社の業績のみならず、株主の皆様に対しても、株価の低迷によるマイナスの影響を与える可能性は否定できません。このような点に鑑みても、マネジメント・バイアウト(注)により、当社の自己株式及び、創業家一族が所有する当社の株式を除く、当社の発行済株式の全部を取得することにより当社の株式を非上場化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)を行い、公開買付者が創業家一族と合わせて、当社発行済株式(自己株式を除きます。)の100%を所有するに至ることが、経営陣自身の迅速かつ果敢な意思決定を実効的に担保するために有効な手段であると考えに至りました。

他方、当社は、上記のとおり、平成12年に日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成16年には、ジャスダック証券取引所に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えられます。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は、中長期的にも考えられず、また、当社は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えられます。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等)が増大しており、係るコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが当社の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

以上のとおり、当社の企業価値を中長期的に検討した場合、株式の上場を維持することに起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられます。そこで、係る観点からも、本取引が当社の中長期的な企業価値向上にとって有効な手段であると考えに至りました。

以上の検討内容に加えて、公開買付者は、当社経営陣とともに慎重に協議の上、さらには、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社(以下「日興コーディアル証券」といいます。

す。)から受けた本取引の実現可能性等に関する助言を踏まえ検討した結果、株主の皆様はその所有する株式の売却の機会をご提供するとともに、本取引を行うことによって、当社の抜本的な経営改革を実現することが、当社の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定し、他方、当社においては平成20年3月31日開催の取締役会において、出席取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。なお、当社の監査役は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみには、本公開買付けに応募した株主の皆様が不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成20年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。詳細につきましては、本日公表いたしました「平成20年6月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」を参照下さい。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

(1) 独立した特別委員会の設置

本取引が、当社の代表取締役自らが代表者を務める公開買付者による当社株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき当社の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する当社の意思決定において不当に恣意的な判断がなされないことを目的として、当社は、取締役会決議に基づき、公開買付者及び当社から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

当社の取締役会は、当該特別委員会の委員として、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者として、金子和義法律事務所の弁護士である菅原啓高氏、水野光造公認会計士事務所の公認会計士で税理士でもある水野光造氏、日本設計株式会社の元代表取締役である中部恭二氏の合計3名を選定いたしました。

上記委員から構成される特別委員会は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、係る審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、当社取締役会から本取引によって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。また、当該特別委員会は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、当該特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成20年3月19日に、当社の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは当社の企業価値向上が目的とされており、また、公正な手続を経て株主利益への配慮が行われている旨の答申を提出しました。

これを受け、当社の取締役会は、当該特別委員会の係る判断を最大限尊重しつつ審議を行った結果、平成20年3月31日、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

(2) 独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、第三者算定機関である日興コーディアル証券から提出された当社株式に関する株式価値算定書(以下「株式価値算定書」といいます。)を参考にし、最終的に当社との協議を経て本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)を650円に決定いたしました。なお、買付価格650円は、本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成20年3月28日までのジャスダック証券取引所における当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値約306円、過去3ヶ月単純平均値約306円、過去6ヶ月単純平均値約339円に対してそれぞれ約113%、約112%、約92%のプレミアムを加えた価格です。

一方、当社の取締役会は、上記(1)に記載のとおり、本取引が構造的な利益相反状態を内包していることに鑑み、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「AGS」といいます。)を選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。なお、当社は、特別委員会より、AGSの上記独立性が十分確保されている旨の意見を取得しております。

第三者算定機関であるAGSは、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、AGSは、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、その株式価値の算定結果を当社の取締役会に報告いたしました。

第三者算定機関であるAGSは、当社の株価算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、AGSは、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定し、当社に対し、平成20年3月26日付で株式価値算定書を提出いたしました。

AGSは当社の株式価値を算定するにあたり、本件における算定手法を検討した結果、市場株価方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式(以下「DCF方式」といいます。)及び類似上場企業比較方式を用いて当社の株式価値算定を行いました。当該株式価値算定書によると、各手法に基づいて算定された当社の株式1株あたりの株式価値の範囲は以下のとおりを示されております。

- i. 市場株価方式では、当社の評価基準日を平成20年3月25日として、1ヵ月終値平均株価、3ヵ月終値平均株価及び6ヵ月終値平均株価で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を300円から346円と算定いたしました。
- ii. DCF方式では、当社が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を529円から660円と算定いたしました。
- iii. 類似上場企業比較方式では、当社と事業内容及び規模が類似している上場企業のPER倍率及びPBR倍率を求め、その比較を通じて当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を442円から569円と算定いたしました。

当社は、その取締役会において、平成20年3月31日に、AGSの上記株式価値算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

(3) 取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された当社取締役会においては、当社の代表取締役社長である伊田登喜三郎氏は、公開買付者の株主兼代表取締役でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑み、上記(1)記載の特別委員会に対する諮問決議及び上記(2)記載の賛同決議を含む、本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った上記(2)記載の平成20年3月31日開催に係る取締役会を含む本取引に関連する決議の行われた全ての当社取締役会には、伊田登喜三郎氏以外の当社の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、当社の監査役は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を法令に定め

られた最低期間は 20 営業日であるところ 30 営業日としております。係る公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、創業家一族と合わせて、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 3 分の 2 を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有する株式及び当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう一連の手続（以下「本手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、①定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該定時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①乃至③を同一の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は係る要請に応じて本定時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本定時株主総会及び本種類株主総会は、平成 20 年 9 月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、創業家一族と合わせて、当社の総議決権の 3 分の 2 を超える株式を所有することになりますが、公開買付者及び創業家一族は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格を基準として算定される価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、当社を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主による当社の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を当社に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、また、当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭の額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

係る①乃至③の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主の皆様各自により税務専門家にご確認下さい。

（上場廃止について）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者等の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

（注）マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

※ 添付資料： 「伊田テクノス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

株 式 会 社 報 徳 管 財
代 表 取 締 役 伊 田 登 喜 三 郎

伊田テクノス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社報徳管財（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 3 月 31 日、伊田テクノス株式会社（コード：1735）、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（公開買付者による買付けの概要等）

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である伊田登喜三郎氏が本日現在において発行済株式の全てを有する株式会社です。伊田登喜三郎氏は、公開買付者の代表取締役に就任しております。

公開買付者は、対象者の自己株式及び伊田登喜三郎氏（所有株式数 1,062,542 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：24.7%）、対象者の第二位株主である伊田雄二郎氏（所有株式数 400,100 株、所有割合：9.3%）、対象者の第三位株主である伊田喜美子氏（所有株式数 236,766 株、所有割合：5.5%。以下伊田登喜三郎氏、伊田雄二郎氏及び伊田喜美子氏を総称して「創業家一族」といいます。創業家一族の所有株式数は合計 1,699,408 株、所有割合は合計 39.5%となります。）が所有する対象者の株式を除く、対象者の発行済株式の全部を取得することにより対象者の株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

なお、公開買付者は、創業家一族との間で、本公開買付けに応募しない旨の合意をしており、さらに、本公開買付けの成立を条件として、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行使することを合意しております。

本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（注）の一環として行われる取引であり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に同社の株式を取得して支配権を取得するために、金融商品取引法に基づき行うものです。そこで、対象者の代表取締役社長である伊田登喜三郎氏は、上記のとおり、公開買付者へ出資を行うとともに、本取引成立後、特段の事情のない限り引き続き対象者の代表取締役に留まり、対象者の経営にあたる予定です。また、伊田登喜三郎氏以外の対象者の現在の取締役についても、本取引成立後、特段の事情のない限り引き続き対象者の取締役として経営に参画する予定です。

（公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程）

対象者は、創業者である伊田勘三郎が、明治 43 年に埼玉県比企郡吉見町において土木工事の請負を目的に始めた個人経営の「伊田土木」がその前身です。その後、対象者は昭和 21 年に株式会社伊田組という名称で設立され、平成 6 年には伊田テクノス株式会社へと商号変更を行いました。その後、対象者は、平成 12 年に、日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録（平成 16 年に日本証券業協会への登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場。）し、平成 16 年には分譲マンション事業に関するノウハウの獲得や財務支援を目的と

してマツヤハウジング株式会社（現・持分法適用会社）を買収し、さらに平成 17 年には、公共工事における受注機会の拡大を目的として守山建設株式会社（現・連結子会社）を買収するなど、土木工事及び建築工事に加え、それらに関連する事業へと事業分野を拡大させることにより、公共工事を含めた土木・建築の受注の安定化に努めてまいりました。

しかしながら、対象者の行う土木工事及び建築工事並びにそれらに関連する事業の属する建設業界では、建設投資が平成 4 年度の 84 兆円をピークに平成 19 年度見通しで 52.3 兆円へと 4 割弱の減少を見せる一方で、建設業許可業者数は、平成 11 年度末の 60 万社から平成 19 年度末の 52.4 万社へと 1 割強の減少に留まっています。このように、建設業界は、現在、需給バランスが崩れ供給過剰の状況にあり、また、公共投資の減少や材料費の高騰、専門工事業者の不足などによる建設コストの上昇などもあり、建設業界の各社は厳しい価格競争に追い込まれております。財団法人建設経済研究所の 2007 年 3 月期（2006 年度）主要建設会社決算分析によれば、2006 年度の主要建設会社 41 社の完成工事総利益（総額・対完成工事比率）（単体）は、過去 10 年間で最低となり、また、販管費（総額・対売上比率）（単体）も同様に最低となっています。このように、建設業界の各社は、厳しい価格競争によって売上高が伸びない中、完成工事総利益の減少を販管費の削減を行うことにより補填して利益を確保している状況であります。

このような厳しい環境の下、対象者においても、建設業界とほぼ同じような経過を辿っており、経費の削減や施工技術力の強化等により原価の低減を行うことによって、収益力及び技術力の強化並びにコスト競争力の強化を図ってまいりましたが、完成工事高総利益率（総額・対完成工事比率）（単体）については、平成 16 年 6 月期までは、ほぼ二桁の完成工事高総利益率だったものが、平成 17 年 6 月期以後現在に至るまで 10%を割り込んでいる状況であります。当該状況下において、対象者の経営陣は、株主の皆様のみならず、顧客及び取引先の皆様からの要請に応え、対象者の企業価値の更なる向上を実現するためには、中長期的な成長を視野に入れた抜本的な経営改革が必要であるとの認識の下、経営改革の計画策定を検討してまいりました。その具体的な内容としては、まず、現在の建設業界を取り巻く環境は、今後数年間は大きく変化せず、大幅な売上高の増加や利益率の上昇は望めないことから、本社機能を小さくし、また、より効率的な組織への改革を行うことなどにより、販管費を削減し、低い完成工事総利益率でも利益の出る体制を確立することが挙げられます。次に、事業内容に関する経営改革としては、対象者の得意とする分野への選択と集中、新商品の開発、新技術への取り組み等を行うことにより、土地に関わった受注活動と住宅（集合住宅を含む。）関連工事を中心とした事業展開を実現し、売上高よりも利益率を重視する体制へと変化を遂げることが挙げられます。そして、対象者の係る経営改革の実行のためには、株主、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。また、経営陣が迅速かつ果敢に意思決定ができる経営体制を構築することが必要であると考えられます。

また、上記のとおり、建設業界を取り巻く現在の厳しい事業環境のなか、係る経営改革が実行されない場合には、対象者の企業価値を向上させることは非常に困難であると言えます。しかし、対象者の係る経営改革の推進が、短期的には、対象者の業績のみならず、株主の皆様に対しても、株価の低迷によるマイナスの影響を与える可能性は否定できません。このような点に鑑みても、本取引を行い、公開買付者が創業家一族と合わせて、対象者発行済株式（自己株式を除きます。）の 100%を所有するに至ることが、経営陣自身の迅速かつ果敢な意思決定を実効的に担保するために有効な手段であると考えるに至りました。

他方、対象者は、上記のとおり、平成 12 年に日本証券業協会に登録銘柄として株式を登録し、平成 16 年には、ジャスダック証券取引所に株式を上場していることから、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えられます。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後エクイティ・ファイナンスを行う必要性は、中長期的にも考えられず、また、対象者は長年、事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えられます。むしろ、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴って、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大

しており、係るコストは今後も更に増大することが予想されることから、これが対象者の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

以上のとおり、対象者の企業価値を中長期的に検討した場合、株式の上場を維持することに起因するデメリットがそのメリットを上回っているものと考えられます。そこで、係る観点からも、本取引が対象者の中長期的な企業価値向上にとって有効な手段であると考えに至りました。

以上の検討内容に加えて、公開買付者は、対象者経営陣とともに慎重に協議の上、さらには、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）から受けた本取引の実現可能性等に関する助言を踏まえ検討した結果、株主の皆様はその所有する株式の売却の機会をご提供するとともに、マネジメント・バイアウトである本取引を行うことによって、対象者の抜本的な経営改革を実現することが、対象者の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、対象者は、平成 20 年 3 月 31 日の取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様が不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成 20 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

（買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

（1）独立した特別委員会の設置

本取引が、対象者の代表取締役自らが代表者を務める公開買付者による対象者株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する対象者の意思決定において不当に恣意的な判断がなされないことを目的として、対象者は、取締役会決議に基づき、公開買付者及び対象者から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。

対象者の取締役会は、当該特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者として、金子和義法律事務所の弁護士である菅原啓高氏、水野光造公認会計士事務所の公認会計士で税理士でもある水野光造氏、日本設計株式会社の元代表取締役である中部恭二氏の合計 3 名を選定いたしました。

上記委員から構成される特別委員会は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、係る審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。また、当該特別委員会は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。

そして、当該特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成 20 年 3 月 19 日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値向上が目的とされており、また、公正な手続を経て株主利益への配慮が行われている旨の答申を提出しました。

これを受け、対象者の取締役会は、当該特別委員会の係る判断を最大限尊重しつつ審議を行った結果、平成 20 年 3 月 31 日、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

（2）独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、第三者算定機関である日興コーディアル証券から提出された対象者株式に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を参考にし、最終的に対象者との協議を経て本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を 650 円に決定いたしました。なお、買付価格 650 円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決議した日の前営業日である平成 20 年

3月28日までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値約306円、過去3ヶ月単純平均値約306円、過去6ヶ月単純平均値約339円に対してそれぞれ約113%、約112%、約92%のプレミアムを加えた価格です。

一方、対象者の取締役会は、上記(1)に記載のとおり、本取引が構造的な利益相反状態を内包していることに鑑み、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「AGS」といいます。)を選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。なお、対象者は、特別委員会より、AGSの上記独立性が十分確保されている旨の意見を取得しております。

第三者算定機関であるAGSは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。そして、AGSは、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定し、その株式価値の算定結果を対象者の取締役会に報告いたしました。対象者は、その取締役会において、平成20年3月31日に、AGSの上記株式価値算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき、全員一致で承認可決しました。

(3) 取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者取締役会においては、対象者の代表取締役社長である伊田登喜三郎氏は、公開買付者の株主兼代表取締役でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記(1)記載の特別委員会に対する諮問決議及び上記(2)記載の賛同決議を含む、本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った上記(2)記載の平成20年3月31日開催に係る取締役会を含む本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、伊田登喜三郎氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われております。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を法令に定められた最低期間は20営業日であるところ30営業日としております。係る公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定と併せ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、創業家一族と合わせて、対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の3分の2を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有する株式及び対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者及び創業家一族の全部又は一部(以下「公開買付者等」といいます。)の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者発行済株式(自己株式を除きます。)の総数となるよう一連の手続(以下「本手続」といいます。)を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての

普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該定時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①乃至③を同一の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、対象者は係る要請に応じて本定時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本定時株主総会及び本種類株主総会は、平成 20 年 9 月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、創業家一族と合わせて、対象者の総議決権の 3 分の 2 を超える株式を所有することになりますが、公開買付者及び創業家一族は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格を基準として算定される価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、また、対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭の額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

係る①乃至③の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主の皆様各自により税務専門家にご確認下さい。

(上場廃止について)

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(注) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	伊田テクノス株式会社	
② 事業内容	土木、建築工事の請負、企画、設計、監理及びコンサルティング業務	
③ 設立年月日	昭和 21 年 3 月 25 日	
④ 本店所在地	埼玉県東松山市松本町二丁目 1 番 1 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊田登喜三郎	
⑥ 資本金	836,375 千円 (平成 19 年 12 月 31 日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 19 年 12 月 31 日現在)	伊田登喜三郎 24.72% 伊田雄二郎 9.30% 伊田喜美子 5.50% ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) ㈱招福 3.54% エイチエスビーシーファンドサービスズクライアント アカунト 500(常任代理人 香港上海銀行東京支店) 3.46% 伊田テクノス従業員持株会 2.90% ㈱武蔵野銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行㈱) 2.32% 東京海上日動火災保険㈱ 2.09% バンクオブニューヨークジーシーエムクライアント 1.85% アカウンツイーアイエスジー(常任代理人 ㈱三菱東京 UFJ銀行)	
⑧ 公開買付者と 対象者の関係等	資本関係	公開買付者は、対象者株式 1,000 株を保有しております。

	人 的 関 係	対象者の代表取締役社長である伊田登喜三郎氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年4月1日（火曜日）から平成20年5月15日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき、金650円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関でもある日興コーディアル証券より平成20年3月26日に提出された株式価値算定書（評価基準日：平成20年3月25日）を参考にしました。

日興コーディアル証券は、対象者の株式価値を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者の事業計画等を検証のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価方式、類似上場企業比較方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

- i. 市場株価方式では、対象者の評価基準日を平成20年3月25日として、1ヵ月終値平均株価及び3ヵ月終値平均株価で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を300円から309円と算定いたしました。
- ii. 類似上場企業比較方式では、対象者と事業内容及び規模が類似している上場企業のPER倍率及びPBR倍率を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を431円から681円と算定いたしました。
- iii. DCF方式では、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を482円から628円と算定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けに係る買付価格を株式価値算定書の算定結果及び対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し及び対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は、平成20年3月31日に、650円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けの開始を決議した日の前営業日（平成20年3月28日）までのジャスダック証券取引所における対象者株式の終値の1ヶ月平均値約306円、3ヶ月平均値約

306 円、6 ヶ月平均値約 339 円に対して、それぞれ約 113%、約 112%、約 92%のプレミアムを加えた価格であります。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る過程)

公開買付者の代表取締役である伊田登喜三郎氏は、平成 19 年 12 月から、それまでに検討してきた経営改革案を具体的に推進すること、ひいては対象者の中長期的な企業価値の維持・向上を目的として、対象者の非上場化の検討を開始いたしました。対象者の非上場化の実行を検討するにあたり、伊田登喜三郎氏は対象者の株式価値の算定を開始するため、平成 19 年 12 月に第三者算定機関として日興コーディアル証券を選任し、同算定人の意見を参考に対象者の株式価値の算定を自ら進めてまいりました。また、公開買付者は日興コーディアル証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼した結果、平成 20 年 3 月 26 日付で日興コーディアル証券より株式価値算定書を受領しております。

(買付価格の決定について)

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、日興コーディアル証券より提出された株式価値算定書を参考にいたしました。株式価値算定書によれば、日興コーディアル証券は、市場株価方式、類似上場企業比較方式及び DCF 方式を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことであり、その結果、市場株価方式では 300 円から 309 円、類似上場企業比較方式では 431 円から 681 円、DCF 方式では 482 円から 628 円が対象者の株式価値の算定結果として示されております。

公開買付者は、本公開買付けに係る買付価格を株式価値算定書の算定結果及び対象者株式の過去の売買価格等を参考に慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けに対する賛同の可否及び本公開買付けの見通し及び対象者の財務状況等も勘案し、既存株主に対してプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、対象者との協議・交渉の結果も踏まえた上で、公開買付者は、平成 20 年 3 月 31 日に、650 円を買付価格とすることを決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について)

上記公開買付者における買付価格の算定に対して、対象者の取締役会は、平成 20 年 2 月、買付価格の公正に検討するために、第三者算定機関より意見を聴取することとし、当該第三者算定機関として AGS を選任し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、平成 20 年 3 月 26 日、AGS より、対象者の株式価値の算定結果を記載した株式価値算定書を取得した上で、公開買付者と協議・交渉を行いました。なお、対象者は、第三者算定機関として AGS を選任することの是非について、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備える社外有識者から構成される特別委員会に諮問したところ、当該特別委員会より、AGS が公開買付者及び対象者との間に利害関係を有しておらず、第三者算定機関として客観性及び独立性を有し、適当である旨の意見を取得しております。

本取引が、対象者の代表取締役自らが代表者を務める公開買付者による対象者株式の取得をその要素としていることから、本来、企業価値の向上を通じて株主の利益を代表すべき対象者の取締役が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本取引に関する対象者の意思決定において不当に恣意的な判断がなされないことを目的として、対象者は、取締役会決議に基づき、公開買付者及び対象者から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本取引及び本公開買付けの是非等について諮問いたしました。対象者の取締役会は、当該特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立し、監督能力・アドバイス能力等を備えている社外有識者として、金子和義法律事務所の弁護士である菅原啓高氏、水野光造公認会計士事務所の公認会計士で税理士でもある水野光造氏、日本設計株式会社の元代表取締役である中部恭二氏の合計 3 名を選定いたしました。上記委員から構成される特別委員会は、これまで複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を

行うとともに、係る審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から本取引によって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けております。また、当該特別委員会は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券との間においても、本公開買付けに関する質疑応答を行いました。そして、当該特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成 20 年 3 月 19 日に、対象者の取締役会に対して、本取引及び本公開買付けは対象者の企業価値向上が目的とされており、また、公正な手続を経て株主利益への配慮が行われている旨の答申を提出しました。

その上で、対象者においては、AGSから受領した上記算定書を参考とし、特別委員会の上記判断を最大限尊重した上で、平成 20 年 3 月 31 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けに始まる本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断して本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行うに至っております。また、対象者の代表取締役社長を務める伊田登喜三郎氏は、公開買付者の代表取締役兼株主でもあり、公開買付者とは構造的に利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連する対象者における全ての決議について、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。本公開買付けに対する賛同決議を含めた本取引に関連する決議の行われた全ての対象者取締役会には、伊田登喜三郎氏以外の対象者の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われており、かつ、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

③ 算定機関との関係

日興コーディアル証券株式会社は、公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
1,003,000 (株)	1,003,000 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(1,003,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(1,003,000 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。従って、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数、対象者が平成 20 年 3 月 21 日に提出した第 63 期半期報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(4,301,135 株)から、同報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の自己株式数(247,497 株)、公開買付者が所有する対象者株式の数(1,000 株)及び本公開買付けに応募しない創業家一族が所有する株式 1,699,408 株を控除した株式数(2,353,230 株)となります。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(後記「(11)公開買付代理人」において記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.02%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,698 個	(買付け等前における株券等所有割合 41.91%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,003 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.68%)
対象者の総株主等の議決権の数	4,035 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 1,003,000 株に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第63期半期報告書(平成20年3月21日提出)記載の「総株主の議決権の数」です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数 19,135 株から、対象者の自己株式の単元未満株式の数 497 株及び本公開買付けに応募しない創業家一族が所有する単元未満株式 1,408 株を控除した 17,230 株に係る議決権の数 17 個(対象者の単元株式数は 1,000 株です。)を加算した 4,052 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 応募株券等の数の合計が買付予定数(1,003,000 株)を超えた場合でも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」が 66.68%以上(最大 100%)となる可能性があります。なお、本公開買付けにより買付け等を行った後において公開買付者が所有する株券等に係る議決権の最大数は、対象者が平成 20 年 3 月 21 日に提出した第 63 期半期報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(4,301,135 株)から、同報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の自己株式数(247,497 株)及び本公開買付けに応募しない創業家一族が所有する株式 1,699,408 株を控除した 2,354,230 株に係る議決権の数 2,354 個となります。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 652 百万円

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成 20 年 5 月 22 日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第

27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(1,003,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(1,003,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時30分(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)までに、日興コーディアル証券株式会社に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時30分(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)までに、日興コーディアル証券株式会社に到達することを条件といたします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担といたします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対し

ては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正いたします

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年5月22日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(2) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、創業家一族と合わせて、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、

創業家一族の所有する株式及び対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となる本手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該定時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①乃至③を同一の本定時株主総会に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、対象者は係る要請に応じて本定時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本定時株主総会及び本種類株主総会は、平成20年9月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、創業家一族と合わせて、対象者の総議決権の3分の2を超える株式を所有することになりますが、公開買付者及び創業家一族は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格を基準として算定される価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、上記①乃至③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記①乃至③の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公

公開買付者は、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、また、対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭の額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

係る①乃至③の議案や手続の実施の詳細につきましては、その決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主の皆様各自により税務専門家にご確認下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けは、対象者における平成20年3月31日開催の取締役会において、伊田登喜三郎氏以外の対象者の取締役全員の賛成により本公開買付けに賛同する旨の決議を得ております。

伊田登喜三郎氏は、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、公開買付者と伊田登喜三郎氏は、本公開買付けが成立することを条件として、対象者株式の議決権その他の権利について共同して行使することを合意しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成20年2月18日付で「平成20年6月期中間（連結・単独）業績予想との差異及び通期（連結・単独）業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による通期業績予想の修正の概要は以下のとおりです。

・平成20年6月期 通期業績予想の修正（平成19年7月1日～平成20年6月30日）

1) 連結

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回予想 (A)	9,300	150	370	300
今回修正 (B)	9,200	15	100	120
増減額 (B - A)	△100	△135	△270	△180
増減率(%)	△1.1	△90.0	△73.0	△60.0
(ご参考) 前期実績 (平成19年6月期)	14,012	△568	△248	298

2) 単体

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回予想 (A)	7,500	70	100	40
今回修正 (B)	8,000	10	60	20
増減額 (B - A)	500	△60	△40	△20
増減率(%)	6.7	△85.7	△40.0	△50.0

(ご参考) 前期実績（平成 19年6月期）	8,474	96	128	100
-----------------------------	-------	----	-----	-----

- ② 対象者は、平成20年3月31日の取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様へ不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成20年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

以 上